

●認定手数料の一覧(沖縄県)

2022年10月1日

① 確認書又は住宅性能評価書の添付が無い場合(法5条1項から7項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円	建築行為を伴わない既存住宅の場合(棟単位)円
戸建		68,000	99,000	99,000
共同住宅等(m ²)	500以内	157,000	230,000	230,000
	500超え 1,000以内	247,000	364,000	364,000
	1,000超え 3,000以内	488,000	722,000	722,000
	3,000超え 5,000以内	876,000	1,298,000	1,298,000
	5,000超え 10,000以内	1,511,000	2,241,000	2,241,000
	10,000超え 20,000以内	2,805,000	4,161,000	4,161,000
	20,000超え 30,000以内	4,028,000	5,976,000	5,976,000
30,000超え		4,949,000	7,343,000	7,343,000

② 確認書又は住宅性能評価書の添付がある場合(法5条1項から7項)

住棟の床面積の合計		新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円	建築行為を伴わない既存住宅の場合(棟単位)円
戸建		15,000	21,000	21,000
共同住宅等(m ²)	500以内	25,000	36,000	36,000
	500超え 1,000以内	39,000	56,000	56,000
	1,000超え 3,000以内	62,000	92,000	92,000
	3,000超え 5,000以内	98,000	145,000	145,000
	5,000超え 10,000以内	147,000	219,000	219,000
	10,000超え 20,000以内	248,000	370,000	370,000
	20,000超え 30,000以内	313,000	468,000	468,000
30,000超え		355,000	531,000	531,000

③ 確認書又は住宅性能評価書の添付が無い場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円	建築行為を伴わない既存住宅の場合(棟単位)円
戸建	34,000	49,500	49,500
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(①による)を徴収する。		

④ 確認書又は住宅性能評価書の添付がある場合の変更申請(法8条)

住棟の床面積の合計	新築住宅の場合(棟単位)円	増築又は改築の場合(棟単位)円	建築行為を伴わない既存住宅の場合(棟単位)円
戸建	7,500	10,500	10,500
共同住宅等	・共同住宅等については、変更にかかる部分の床面積に1/2を乗じた面積(床面積が増加する場合は、増加面積を加えた面積)に応じた認定手数料(②による)を徴収する。		

⑤ ①～④-2に建築基準関係規定の審査の申し出がある場合(法6条2項)

・①～④-2の認定手数料に、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。

⑥ 譲受人決定による変更(法9条)及び地位の継承(法10条)の場合

	認定申請手数料(棟単位)円
一件につき	5,000